

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった「工事名：市道下中島畑毛線改良工事、施工期間：平成26年4月21日～平成26年12月19日の工事に関する公金の支出日と支払った金額の内訳がわかる書類」の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った部分公開の決定は、妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年12月17日、異議申立人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 平成28年1月4日、実施機関は、本件請求に対して対象となる公文書を「市道下中島畑毛線改良工事に係る支出命令調書と当該支出命令調書に添付している検査調書、請求書、契約書等の書類」と特定し、「事業者の口座情報と印影」について条例第9条第3号に規定する法人事業活動情報であるとして、部分公開とする旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 平成28年2月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての趣旨

実施機関は、条例の目的を尊重し、地方公務員職員として法令を遵守すべきである。「事業者の口座情報、印影」以外は、開示される決定を出しておきながら、異議申立人が求める『内訳』金額を一切提示、閲覧させないのは法令違反であるとともに、異議申立人を冒涇している。

決定通知書通りに、異議申立人が求める『内訳』金額を提示、閲覧等させる事を求める。

### 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 公開しない部分とされた事業者の口座情報、印影の開示は求めている。

実施機関は、今回の公文書開示請求の目的が「住民監査請求」のためと知り、『内訳』金額の開示を妨害してきた。可否決定は部分公開で、公開しない部分は事業者の口座情報と印影のみのはずである。言い換えると、それ以外は公開すべき決定である。ところが、『内訳』金額は提示されず、閲覧できた金額は、総額・前払い金・残金の3点のみである。

- 2 当初、実施機関は、施工業者に対して前払いと残金との2回に分けて支払っており、その2回に分けた金額こそが内訳であると称して異議申立人をあしらった。そこで、改めて、異議申立人が求める『内訳』の内容を実施機関に説明したが、そんな書類は一切無いとの一点張りだった。いったい実施機関は、工事発注時にどのようにして総額を決定できたのか。細かい『内訳』金額を積算して工事総額が決まるはずである。不存在的な事はある筈である。終盤では、実施機関は、施工業者が提出した契約書の写し・請求書などの書類「一式」を「内訳」と言い換える定義を打ち出す始末であった。
- 3 決定は「開示できる」なのに、ついに求める『内訳』は閲覧させてもらえなかった。言語道断である。とても憤慨している。公文書開示請求は市民固有の権利の行使であって、その目的いかんによる差別は許されない。市民が知ろうとする「知る権利」を侵害している。存在するべき書類などを不存在的と称して、行政義務を果たさないのは地方公務員としての背任行為であり、市民への人権蹂躪である。

## 第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 本件請求の内容から、支払った金額や支払い内訳である請求書及び検査調書等を「内訳」と認識し、本件処分を行ったところである。
- 2 公文書公開時に請求内容について再度聞き取りしたところ、異議申立人の求めている「内訳」とは、施工し直した水路敷嵩上げ部分や北側道路側溝を埋め戻した部分の費用であるとのことであったが、工事発注に伴い作成する設計書や入札後の契約書に記載されている金額は総額であり、異議申立人の求めているような「内訳」は記載されていない。
- 3 異議申立人は、細かい内訳金額を積算して工事総額が決まるので、不存在的はありえないと主張するが、工事設計書は、異議申立人のいうような「内訳」のみを積算したものでは無く、同一工種ごとの施工量（数量）に労務費、材料費、経費等を含んだ単価を乗じ、さらに各種諸経費を乗じたうえで作成する、工事全体の設計書である。

4 その工事全体の設計書を基に入札を行い、契約額が決定されるが、設計書と同様に工事全体の金額であって、異議申立人のような「内訳」は記載していない。

5 よって、異議申立人のような「内訳」がわかる公文書は、存在しないことから、公文書公開時に異議申立人に対して口頭で説明した。

## 第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分は、部分公開とする旨の決定であるところ、異議申立人からは、実施機関が「事業者の口座情報と印影」を条例第9条第3号に規定する法人事業活動情報であるとして非公開としたことについて争う主張はない。

(2) 異議申立人は、市道下中島畑毛線改良工事の一部である水路敷嵩上げ部分と北側道路側溝埋め戻し部分に係る費用の金額を知るためとして市道下中島畑毛線改良工事に係る費用として支払った金額の内訳がわかる公文書の公開を求めており、部分的な工事ごとの費用を積算して工事全体の費用の総額を算出するはずであるから不存在はあり得ないと主張する。

(3) 実施機関は、工事費の算出に当たっては、部分的な工事ごとに費用を積算するのではなく、工事全体における同一工種ごとの施工量に労務費、材料費、経費等を含んだ単価を乗じ、さらに各種諸経費を乗じて算出するため、異議申立人が主張するような部分的な工事ごとの費用がわかるような公文書は存在しないと主張する。

(4) 審査会は、異議申立人が本件処分に係る公文書のほかに公開を求めている公文書が存在するか否かについて検討するに、市道下中島畑毛線改良工事の工事費を算出するための公文書である設計書を確認したところ、工事全体における同一工種ごとの施工量に単価を乗じるほか、各種諸経費を乗じるなどして全体としての工事費が算出されており、異議申立人が主張するような部分ごとの工事費がわかる記載は確認することはできず、異議申立人が主張するような公文書は存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点はないと認められる。

(5) よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

### 2 その他

本件請求に対して実施機関の行った公文書の特定も、肯定できないもの

ではないが、情報公開制度は、市民等の請求に応じて、実施機関が管理する公文書を公開することにより、市の諸活動の状況を説明し、市民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度であるから、より正確な公文書の特定と請求人への適切な説明に努めるよう求める。

- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・3・1	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28・3・3	実施機関に対して弁明書の提出依頼
H28・3・16	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・3・24	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・4・7	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H28・4・11	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・5・23	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人から意見の聴取</li> <li>・ 実施機関担当者から説明の聴取</li> </ul>